

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について

介護予防・日常生活支援総合事業 事業所説明会
平成29年2月13日(月) 14時～
忠岡町ふれあいホール
高石市 泉大津市 忠岡町

対象者

- ①平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により、要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が、平成29年4月以降の要支援者)
- ②平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された
第1号被保険者の方

<注意>

平成29年4月から、新規申請と更新申請の方から順次移行となります。

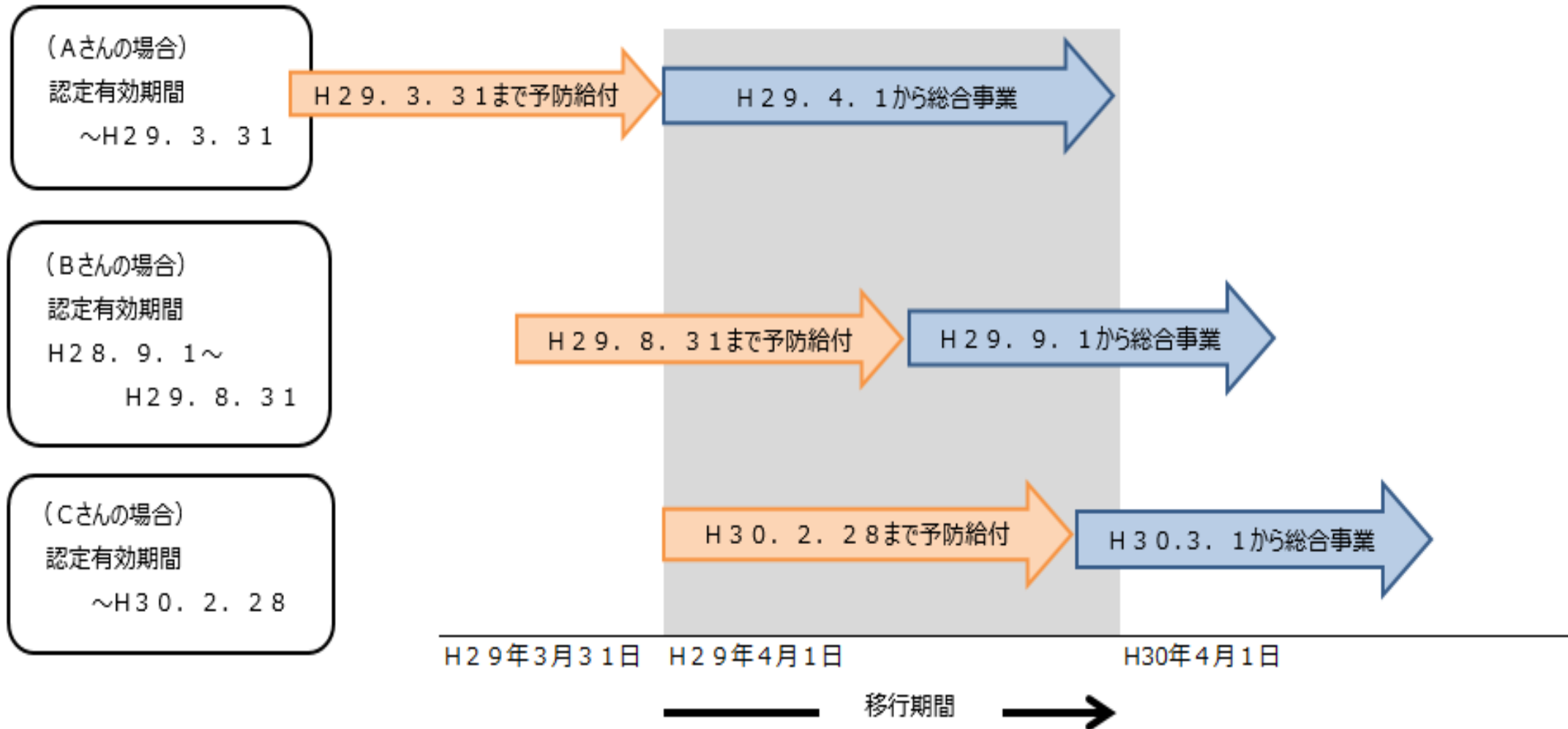
②の事業対象者だけが総合事業を利用するのではなく、①の要支援者が総合事業を利用するケースが大多数です。

【ポイント】

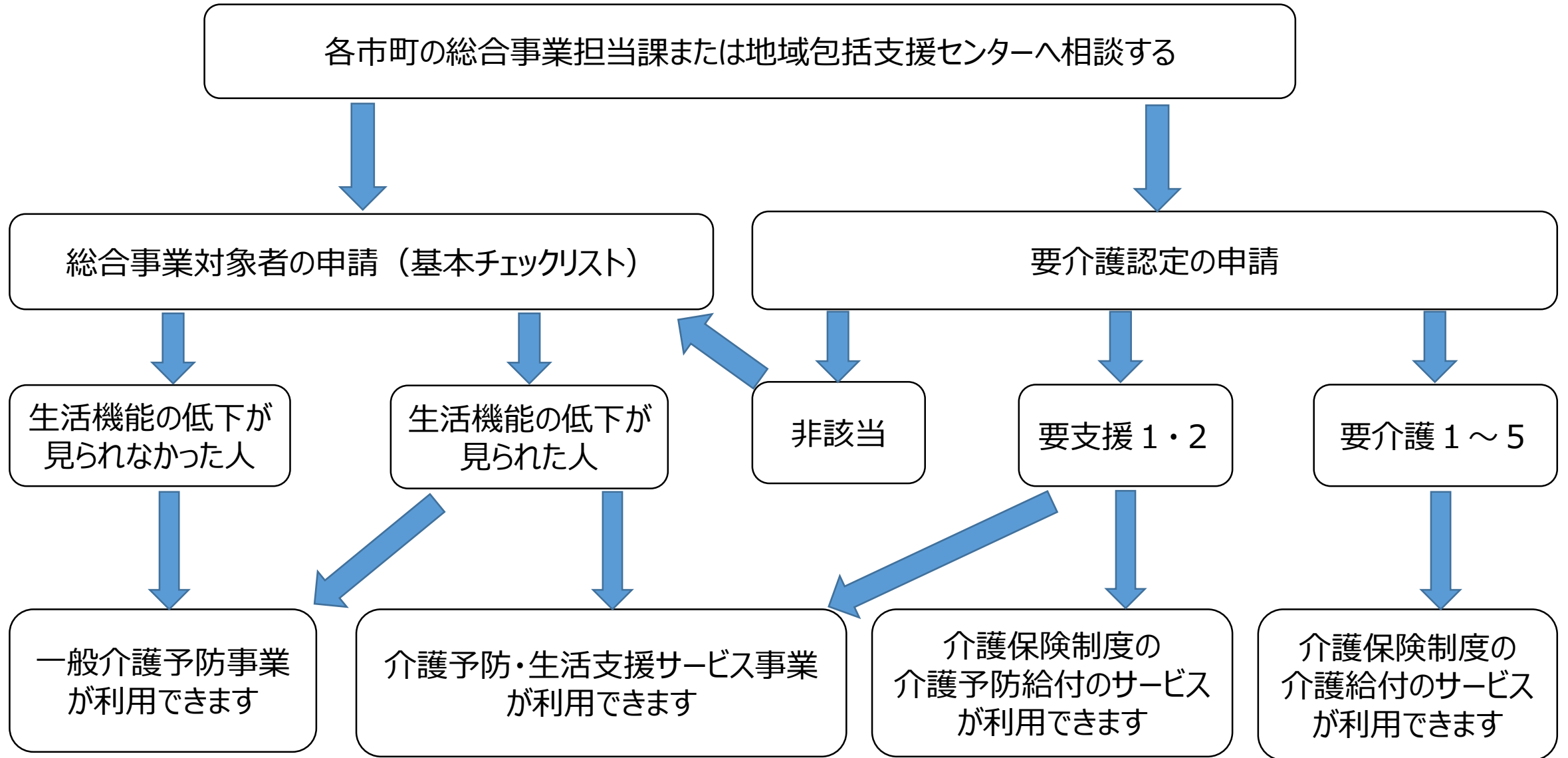
- **平成29年4月以前からの要支援者**について、その**認定更新等**までは、**従前の予防給付**（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを提供します。
- **平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方**が、訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが**総合事業**に変わります。
(要支援者の認定有効期間は、現在、最長1年ですので、平成29年4月から1年間かけて移行します。)

更新の場合の総合事業への移行について（例）

更新者の総合事業への移行時期のイメージ



利用の流れ



基本チェックリスト

- ①基本チェックリストは、各市町の総合事業担当課、地域包括支援センターが実施します。
- ②要支援認定者は、居宅介護支援事業所からの代行による基本チェックリストの実施を可能とします。

※基本チェックリストによる事業対象者には、その有効期限を設けません。サービス未利用で2ヶ月以上経過した場合は、サービス利用開始時に基本チェックリストを行い事業対象者であるかを確認します。

(一)

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2 7 2 0 6</div> <div style="margin-left: 10px;"> </div> </div> <p>泉大津市 大阪府泉大津市東雲町9番12号 電話 0725-1131 代表</p>

(二)

要介護状態区分等	事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成〇年〇月〇日	
認定の有効期間	区分支給限度基準額	
居宅サービス等	1月当たり	単位
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

(三)

給付制限	内 容	期 間
		開始年月日
	開始年月日	終了年月日
	開始年月日	終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	地域包括支援センター	届出年月日
		届出年月日
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

介護保険証には

- ・事業対象者である旨
- ・基本チェックリスト実施日
- ・地域包括支援センター名が記載されます。

訪問介護相当サービス（現行相当）の単位（案）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 61（予防訪問介護） ⇒ A2（訪問型独自） 】
- 総合事業の現行相当を利用される方は専門的介護等を必要とする方です。

サービスコードA2 抜粋

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 1, 168単位
訪問型独自サービスⅤ	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合など月9回以上)	1月 2, 335単位
訪問型独自サービスⅥ	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合など月13回以上)	1月 3, 704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

通所介護相当サービス（現行相当）の単位（案）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65（予防通所介護） ⇒ A6（通所型独自） 】

サービスコードA6抜粋

サービス内容略称	対象者	回数	算定単位
通所型サービス1回数	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合など 月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	1回 389単位
通所型独自サービス2	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合など 月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

2市1町における介護予防ケアマネジメントの類型（案）

種別	ケアマネジメントA (介護予防支援と同様のケアマネジメント)	ケアマネジメントC (サービス利用開始時のみ行うケアマネジメント)
対象者	予防給付を受けない要支援者、事業対象者 ①訪問介護 ②訪問型サービスA ④訪問型サービスC ①通所介護 ②通所型サービスA ④通所型サービスC その他、困難事例等地域包括支援センターが必要と判断した場合	予防給付を受けない要支援者、事業対象者のうち 一般介護予防事業・住民主体のサービスのみを利用する人
サービス内容	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング（少なくとも3ヶ月毎） →評価（1年をめぐり）	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始
報酬	430単位（1月単位） 300単位（初回加算） 300単位（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算）	430単位（1月単位）
請求支払	国保連経由で請求・支払	
サービスコード	4ケタの数字（大阪国保連独自コード）	

事業者指定について

①平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日に総合事業における訪問（通所）介護相当サービス（現行相当）の指定を受けたものとみなされる。（以下「みなし指定」という。）指定の有効期間は平成30年3月31日まで。

※「みなし指定」は条件を満たす事業者に対し、全国の市町村が平成27年4月1日にそれぞれ指定行為を行ったものとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効力しかない。

②平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日以降に指定された事業者については、「みなし指定」の対象にならない。

平成29年3月31日までの申請により、訪問（通所）介護相当サービス（現行相当）の指定を平成29年4月1日から新たに受けることになる。

③平成29年4月1日からの訪問型サービス・通所型サービスの指定

訪問（通所）介護の指定を受ける事業者などからの申請により、訪問（通所）介護相当サービス（現行相当）の指定を新たに受けることができるよう手続きを行う。

事業者指定について

総合事業に係る事業者指定は、各市町の被保険者及び各市町に住民票のある住所地特例者のみに効力を有する

総合事業の指定権者は各市町であるので、総合事業に係る事業者指定は各市町の被保険者及び各市町に住民票のある住所地特例者のみに適用される。

各市町以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、各市町への届出だけでは足りず、利用する事業対象者の住民票がある市町村へも届出が必要

例えば、泉大津市に所在する事業所が、泉大津市以外の事業対象者（泉大津市に居住する住所地特例者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や、指定更新申請も同様に泉大津市のほかそれぞれの市町村に届け出る必要がある。

総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問（通所）型サービス事業者の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなり、それぞれの指定に対して、変更届や指定更新申請を届け出ることが必要になる。

事業者指定について

総合事業によるサービス提供には、「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要

総合事業によるサービス提供にあたっては、利用者への「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事業のため、総合事業には適用されません。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変化が生じることにご注意ください。

（総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例）

利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供が含まれていればよいので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約の読替え規定を盛り込む方法など。

その他【定款等】

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は地域支援事業に移行することにより、該当する事業所においては事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合がある。

記載例としては「介護保険法に基づく第1号事業」等。

※定款等変更については、所管官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談下さい。